平成２２年（フ）第２８７号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目20番18号
債務者　横内　武司
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３号
大阪市生野区中川東２丁目11番８―107号
債務者　濱田しのぶ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７号
大阪市旭区高殿２丁目９番11―606号
債務者　小西　美江
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２号
大阪府東大阪市森河内東１丁目24番14号
債務者　杉浦　基雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４７号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番８―606号
債務者　尾崎スミ子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８号
大阪府大阪市東淀川区西淡路１丁目８番８―404号
債務者　谷川　貴志
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番31ー704号
債務者　松島　正始
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４号
神戸市須磨区飛松町３丁目５番11―501号、従前の住所神戸市北区青葉台22番11号
債務者　中西　昌代
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５３号
広島市佐伯区三宅３丁目10番７―302号
債務者　西森　翔太
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６１号
広島市南区皆実町４丁目14番17―104号
債務者　大下　京子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県八女郡広川町大字久泉933番地８　フォルテコート広川301号
債務者　長嶋美栄子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県八女市室岡1255番地25
債務者　栗原　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１５７号
福岡県田川郡大任町大字大行事104番地１
債務者　松田　勝也
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第９７号
熊本県菊池市西寺1425番地１　エルガーラ53Ａ―203
債務者　岩井ひろみ
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
山形県酒田市若宮町２丁目１番２―23号県営川南アパート２号棟、前住所山形県飽海郡遊佐町直世字清水森141番地
債務者　佐藤　広樹
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１２６号
山形県酒田市中央東町４番30号
債務者　末松　一幸
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１２９号
山形県酒田市北千日町２番24号、前住所山形県酒田市上野曽根字西割33番地
債務者　小柳　國代
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１３０号
山形県酒田市ゆたか３丁目４番地の６、前住所山形県酒田市みずほ１丁目１番地の１新栄ハイツＡ―102号
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
山形地方裁判所酒田支部